

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第40号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）を加える。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（ <u>イ及びウ</u> に掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。） ア (略) <u>イ 加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所の所長、次長及び経営課長</u> <u>ウ</u> (略)	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（ <u>イ</u> に掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。） ア (略) <u>イ</u> (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。